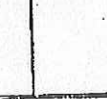
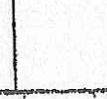




村長	助役	収入役	課長	係長	係	課外
						

土地売買契約書

渋谷義信

売主 [REDACTED] を甲とし、（以下「甲」という。）買主阿智村長山内 康治を乙とし（以下「乙」という。）下記条項により土地売買に関する契約を締結する。

（契約の主旨）

第1条 甲は、甲の所有に係る別表第1に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ土地に物件が存するときは、当該物件を移転するものとする。

② 乙は、別記内訳書により下記金額を甲に支払うものとする。

土地代金 金18,238,779円

（土地の引き渡し期限等）

第2条 甲は、平成7年9月25日までに乙に土地を引き渡すものとする。
この場合において、土地に前条第1項に規定する権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させ（当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消させるものとする。）かつ、土地に前条第1項に規定する物件が存するときは、あらかじめ当該物件を移転するものとする。

② 土地に前条第1項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

（登記関係書類の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。